八潮市ネーミングライツパートナー募集要項

1 概要

八潮市では、市の新たな財源を確保し、愛称が命名された施設等の安定的な運営に資するとともに、施設等の魅力の更なる向上及び地域の活性化を図るため、ネーミングライツ事業を実施します。

ついては、ネーミングライツパートナーを以下のとおり募集します。

2 ネーミングライツ対象施設について

(1)施設名

八潮北公園スケートボード場(八潮北公園の一部)

(2)所在地

八潮市大字新町 30 番地(八潮北公園内)

(3)施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

3 募集の概要

(1)応募資格

応募資格は、別紙「八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドライン」(3頁 第6.ネーミングライツパートナーの要件)のとおりです。グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

ア グループを構成する全ての法人その他の団体(以下「法人等」という)が応募資格を有すること

イ グループを代表する法人等を定めること

ウ 当該施設について、単独で応募した法人等は、グループの構成員になることはできないこと

エ 当該施設について、複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

(2)応募条件

	ネーミングライツ料 (希望額) (年額・税込)	希望契約期間	応募可能な 契約期間	愛称使用開始 時期(予定)
八潮北公園 スケートボード場	20万円以上	5年以上	10年以内	令和9年 4月1日から

＊1 ネーミングライツ料は、市の希望額を下回る額での応募も可能ですが、応募金額は審査項目となりますので、審査の際に評価されます。

＊2 市が希望する契約期間よりも短期間での応募も可能ですが、応募期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

＊3 契約期間満了後は、改めて公募を実施します。現ネーミングライツパートナーが再度応募する場合には、公募時に一定のインセンティブを付与します。

4 愛称について

(1)命名に関する条件

ア 法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

イ 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。

ウ 愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。

(2)愛称の要件

愛称は、施設等にふさわしいものであり、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとし、次のいずれにも該当するものとします。

ア 日本語又は英語(アルファベット)により表記可能なもの。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りではありません。

イ 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのないもの

ウ 市が推奨している等の誤解を招くおそれのないもの

5 愛称の表示に伴い生じる費用の負担等について

(1)ネーミングライツパートナーが負担

ア 施設内外の表示変更(施設の案内看板等)及び愛称に表示に係る看板等の設置・維持管理費用

イ 原状回復費用

(2)市が負担

ア 市ホームページ、市が発行する印刷物の表示費用
ただし、印刷物は愛称使用開始日以後に作成又は改訂するものを対象とします。

6 応募手続

(1)ネーミングライツパートナーの募集期間

令和8年11月20日(金)から令和9年1月8日(金)まで

(2)提出書類

提出書類一式を募集期間内に郵送(令和9年1月8日(金)必着)又は担当窓口に直接持参してください。また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人等について提出してください。

ア 八潮市ネーミングライツ事業応募申請書(様式第3号)

イ 八潮市ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書(様式第4号)

ウ 応募者の概要を記載した書類(市内における地域貢献の実績や、今後の見込みがありましたらあわせて記載してください。)

エ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

オ 法人の登記事項証明書

カ 最新年度の事業計画書

キ 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書

ク 直近1年間分の納税証明(法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明)

ケ その他市長が必要と認めるもの

(3)提出・連絡先

〒340－8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

八潮市 企画財政部 企画経営課 政策調整担当(TEL:048-996-2111 内線 630)

※ 持参の場合の受付時間 9:00～16:30(土日祝日を除く)

※ 郵送の場合は、封筒に「ネーミングライツ申込関係書類在中」と記載してください。

7 選定方法

(1)ネーミングライツパートナー審査委員会を設置し、委員会において書類審査の上、優先交渉権者及び次点以降の交渉権者を決定します。

審査項目・・愛称案(20点)、経営の安定性(10点)、提案内容(10点)、地域貢献等(10点)、ネーミングライツ料(40点)、契約期間(10点)、合計100点

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉順位の決定後、市は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、市及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式にネーミングライツパートナーとして決定します。

8 その他

詳細については、八潮市ネーミングライツ事業実施に関するガイドラインをご参照ください。

9 問合せ先

・ネーミングライツ事業全般に関すること・・

八潮市企画財政部企画経営課 政策調整担当(TEL: 048-996-3914)

・施設の詳細に関すること・・

八潮市都市整備部 公園みどり課(TEL: 048-996-3742)

別紙1

対象施設の概要

施設名称	八潮北公園スケートボード場（八潮北公園の一部）
所在地	八潮市大字新町 30 番地（八潮北公園内）
設置年月日	令和9年4月（予定）
敷地面積	約500㎡
主な施設内容	スケートボード場
指定管理者制度の導入状況	なし。
概要	八潮市で初となる公設のスケートボード場が、八潮北公園内に整備されます。 同公園は市の北部に位置し、公園の西側にスケートボード場を整備する予定です。 施設内は、障害物（セクション）を置かない平らな初心者向けエリアとセクションエリア（初級・中級者向けエリア）に分けて整備を進めています。
アクセス	八潮駅及び草加駅からバスで15分程度（バス停：北公園入口下車　徒歩3分）
施設の位置	

写真等	（施設イメージ図） ※写真はイメージです。 